

### 3 老人調剤報酬点数表

項目	現 行	改 正 案
<p>(削除：告示の簡素化)</p>	<p>内服薬（1剤につき）</p> <p>イ 14日分以下の場合</p> <p>(1) 7日目以下の部分(1日分につき) 6点</p> <p>(2) 8日目以上の部分(1日分につき) 4点</p> <p>ロ 15日分以上21日分以下の場合 75点</p> <p>ハ 22日分以上90日分以下の場合 80点</p> <p>注1 内服用滴剤を調剤した場合は、1調剤につき10点を算定する。</p> <p>2 服用時点が同一であるものについては、投与日数にかかわらず、それらを1剤として算定する。</p> <p>3 4剤分以上の部分については算定しない。</p> <p>4 2剤以上を調剤する場合に、服用時点ごと一包化を行った場合は、一包化加算として、所定点数に35点を加算する。</p> <p>5 薬剤を服用する老人の心身の特性に応じた剤形に製剤して調剤した場合は、老人用製剤加算として、所定点数に40点を加算する。</p> <p>注・本表に規定する調剤報酬以外の調剤報酬の算定は、健康保険の算定方法別表第三調剤報酬点数表の例による。</p>	<p>健康保険の算定方法別表第三調剤報酬点数表の例による。この場合において、調剤料の1内服薬の注3中「嚥下困難者に係る調剤について、当該患者」とあるのは「薬剤を服用する老人」と読み替えるものとする。</p> <p>※ 告示の簡素化</p> <p>※ 取扱いは、従来どおり一包化加算を除き、若人と同様</p>